

銚田市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

- 1 社会保険加入の要件化について
業種にかかわらず、全ての者に対して、社会保険等の加入を条件とします。
- 2 申請受付業種
建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。
ただし、格付を行うのは市内に本店を有する業者、又は市内に支店、営業所を有し委任される業者で、土木、建築、管、舗装、水道施設の5業種になります。
- 3 名簿の登載期間
平成31年3月31日まで(有効期間の始期については、「平成29・30年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照)
- 4 名簿の公表
市内業者格付分一覧のみ銚田市ホームページに掲載します。
入札参加資格者名簿については、閲覧等（銚田市役所2階 財政課）にて公表します。
- 5 名簿を供用する部局
銚田市役所の各部局及び出先機関
- 6 個別書類について
個別書類はありません。
- 7 連絡先
〒311-1592
茨城県銚田市銚田1444番地1
銚田市役所 総務部 財政課 契約検査係
TEL 0291-33-2111 内線1231